




平成 26 年 5 月 27 日

学校法人 稲置学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 稲置学園監事会

監事 入江 尊義 
監事 梶 高治 
監事 松川 治彦 

監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号及び学校法人稲置学園寄附行為第 16 条第 3 号の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

私たち監事は、学校法人稲置学園の平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査等を行いました。その方法及び結果については以下のとおりであります。

1 監査等の方法及びその内容

私たち監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を陳述したほか、事業報告の閲覧及び監査計画に基づく調査等を実施するなどして監査し、また会計監査人及び内部監査担当者との連携を取り財産の状況等や会計監査の経過報告等を受けることにより調査しました。以上の方法に基づき当該事業年度にかかる計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査等の結果

- (1) 学校法人稲置学園の業務又は財産に関し不正の行為がなく、かつ法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに財産目録）は、法令及び寄附行為に従い学校法人稲置学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上